

○南砺市定住促進雇用対策事業募集活動助成金交付要綱

平成27年3月20日

告示第107号

改正 平成29年2月1日告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号）第20条の規定に基づき、南砺市定住促進雇用対策事業募集活動助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業主 市内に所在地を置く企業
- (2) 新規雇用者 過去に同一事業主に雇用されていない者

(助成金の交付基準)

第3条 市長は、転入者の定住を促進させ、地域の活性化を図ることを目的として、新規雇用者を獲得するために活動した事業主に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる事業主（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 市税等を滞納していないもの
- (2) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、会社説明会、選考会等の会場使用料及び合同企業説明会の出展費用の合計（以下「助成対象費用」という。）に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、10万円を限度とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、定住促進雇用対策事業募集活動助成金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添

えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書又は事業開設届等の事業主であることがわかる書類の写し
- (2) 助成対象費用の領収書の写し及び支払額の内訳が分かる書類
- (3) 市町村税納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、定住促進雇用対策事業募集活動助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、定住促進雇用対策事業募集活動助成金請求書(様式第3号)により市長に助成金の請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付を取り消したときは、既に支払った助成金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の返還請求をするときは、定住促進雇用対策事業募集活動助成金返還請求書(様式第4号)により行うものとする。
- 3 前項の規定により助成金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該助成金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年2月1日告示第28号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

定住促進雇用対策事業募集活動助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

申請者 所在地 南砺市  
名称及び代表者名

㊟

電話

南砺市定住促進雇用対策事業募集活動助成金の交付を受けたいので、南砺市定住促進雇用対策事業募集活動助成金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

また、この申請に際し、南砺市定住促進雇用対策事業募集活動助成金交付要綱第4条に規定する市税等の滞納状況について調査されることに同意します。

記

- 1 会社説明会等実施日 年 月 日  
2 助成対象費用 円（消費税を含む。）

《関係書類》

- 法人の登記事項証明書又は事業開設届等の事業主であることがわかる書類の写し  
 助成対象費用の領収書の写し及び支払額の内訳が分かる書類  
 市町村税納税証明書（未納のない証明）

様式第2号（第7条関係）

定住促進雇用対策事業募集活動助成金交付決定通知書

南砺市指令 第 号  
年 月 日

様

南砺市長 印

年 月 日付で申請のあった南砺市定住促進雇用対策事業募集活動助成金については、南砺市定住促進雇用対策事業募集活動助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付額の算定

1. 助成対象費用の支払総額	_____円・・・A (消費税を含む。)
2. 交付額 (A×1/2)	_____,000円 (10万円まで)

様式第3号（第8条関係）

定住促進雇用対策事業募集活動助成金請求書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住 所  
申請者  
氏 名 ㊦

年 月 日付け南砺市指令 第 号で交付決定通知のあった南砺市定住促進雇用対策事業募集活動助成金について、南砺市定住促進雇用対策事業募集活動助成金交付要綱第8条の規定により、金 円を請求します。

振込先金融機関名

\*助成金交付申請者名義の金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協 組合				本店 支店 支所			
	銀行コード				支店コード			
預金口座名義人	フリガナ							
	氏名又は名称等							
指定預金口座	普通	当座	その他	口座番号				

様式第4号（第11条関係）

定住促進雇用対策事業募集活動助成金返還請求書

年 月 日

様

南砺市長



南砺市定住促進雇用対策事業募集活動助成金交付要綱第11条の規定により、次のとおり助成金の返還を請求します。

記

- 1 返還請求額 円  
(内訳)
- 2 返還理由
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還方法

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第11条関係)